

スポーツ庁  
スポーツ・インテグリティ部会（第2回）

「スポーツ団体ガバナンスコードの策定に係る論点（案）」  
に関する見解

2019年2月27日  
公益財団法人日本陸上競技連盟

## 「スポーツ団体ガバナンスコードの策定に係る論点（案）」に関する見解

---

- 論点 2. 理事の任期や再任回数制限、定年制について、どのように考えるか。
- 論点 3. 意思決定における多様な意見の反映や組織運営における専門性の確保等の観点から、理事の構成における多様性の確保について、どのように考えるか。
- 論点 4. 優秀な人材の登用や多様性の確保等の観点から、役員等の選出方法、適正な報酬の在り方について、どのように考えるか。

❖ ガバナンスコードにおいては、「理事の任期や再任回数制限、定年制」の基本的な考え方を示すことが適当であり、数字として示すことには賛成できない。

スポーツ団体の性質、規模、人的・財政的基盤等は多種多様（それぞれの団体で、年齢構成、人材の有無等は異なる）であり、数値的な水準を規定化するべきではないと考える。

## 「スポーツ団体ガバナンスコードの策定に係る論点（案）」に関する見解

---

- ❖ 4年に1回のガバナンスコード適合性の審査は、人事に関する偏りを監視して、指導をしていく役割も担うものと解釈する。  
競技団体の人事の多様性、透明性、妥当性を高めるためには、各競技団体の評議員会もしくは社員総会の機能を強化し、「人事」について厳格に監督すること、そして第三者を交えた役員選定の独立した委員会を設置し、そのプロセスを明確にすることが肝要かと考える。
- ❖ 多くの中央競技団体、都道府県競技団体の現状及び意見を聞かれることを要望する。

## 「スポーツ団体ガバナンスコードの策定に係る論点（案）」に関する見解

---

- ❖ 本連盟における役員の選定は、外部有識者を含む（候補者は含まない）「次期役員候補者選定委員会」を設置し、候補者案を作成、理事会での協議を経て、評議員会にて承認を得るというプロセスを採用している。  
また、役員の多様性については現行においても重視している。役員33名の構成には、国家公務員出身者、医師、弁護士、会社役員、大学教授、公認会計士、企業コンプライアンス担当、元アスリート等が含まれており、多様性は確保されている。しかしながら、女性は2名であり、この点は更なる努力が必要だと考える。

## 「スポーツ団体ガバナンスコードの策定に係る論点（案）」に関する見解

---

論点6. コンプライアンス委員会の設置を盛り込むべきではないか。

論点7. コンプライアンス強化のための教育の実施を盛り込むべきではないか。

論点12. 懲罰制度の構築を盛り込むべきではないか。

❖ 本連盟では、常設の「倫理委員会」、「不服申立委員会」を設置し、「倫理に関するガイドライン」、「登録会員規程」、「登録会員処分規程」を策定し、コンプライアンスに取り組んでいる。

また、加盟団体（都道府県陸上競技協会）、協力団体（日本実業団陸上競技連合、日本学生陸上競技連合、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟及び日本マスタース陸上競技連合）とは連携を図っている。

しかしながら、学校教育現場で具体的な事案が生じた場合について、教育委員会（教育庁）の管轄下に入り、捜査権を持たない中央競技団体は介入することができず限界がある。

## 「スポーツ団体ガバナンスコードの策定に係る論点（案）」に関する見解

---

- 論点 1. 組織運営等に関する基本計画の策定を盛り込むべきではないか。
- 論点 5. 組織運営等に必要な規程等の準備を盛り込むべきではないか。
- 論点 8. 法務、会計等に係る事務を適切に実施できる体制の構築を盛り込むべきではないか。
- 論点 9. 適切な情報開示を盛り込むべきではないか。
- 論点10. 役職員、選手・指導者等とスポーツ団体との間に生じ得る利益相反の適切な管理を盛り込むべきではないか。
- 論点11. 通報制度の構築を盛り込むべきではないか。
- 論点13. 紛争解決制度の構築を盛り込むべきではないか。
- 論点14. 危機管理及び不祥事対応体制の構築を盛り込むべきではないか。
- 論点15. 地方組織や傘下の団体に対する指導助言、支援又は連携強化について盛り込むべきではないか。

❖ 上記の論点について、盛り込むことに異論はない。

## 【 公益財団法人日本陸上競技連盟 概要 】

---

### 目的

この法人は、わが国における陸上競技界を統轄し、代表する団体として、陸上競技を通じスポーツ文化の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

### 組織（2019年2月1日現在）

- 職員数 35名
  - 常勤（うち、非正規）： 35名（5名）
  - 非常勤（うち、非正規）： 0名（0名）
- 役員数 33名
  - ・理事 合計30名
    - うち常勤理事 1名（外部理事0名、女性理事0名）
    - うち非常勤理事 29名（外部理事3名、女性理事2名）
  - ・理事の構成
    - 40歳未満 0名 / 40歳代 2名 / 50歳代 12名 / 60歳代 13名 /
    - 70歳代 3名 / 80歳以上 0名
  - ・監事 3名

## 【 公益財団法人日本陸上競技連盟 概要 】

---

- 評議員 20名
- 会計監査人 0名

役員の再任回数又は在任期間の制限に係る規定の有無 無

役員の年齢制限や定年に係る規定の有無 有

〔定款細則〕

(役員 of 定年)

第11条 役員は就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

2. 任期中に満70歳を迎えた役員 of 任期は、当該任期 of 満了するときまでとする。

附則

4. 第11条第1項及び第2項は、本連盟会長経験者が役員に就任する場合については適用しない。ただし、本項は、第8期事業年度に関する定時評議員会において選任される役員についてのみ適用されるものとし、第10期事業年度に関する定時評議員会終結の時に効力を失う。



【 公益財団法人日本陸上競技連盟 概要 】

---

2018年度予算

2,425百万円

登録会員者数

43万人（2019年1月7日現在）